

刈谷市告示第16号

刈谷市放課後児童クラブ施設条例施行規則（平成12年規則第23号）第2条第2項の市長が指定する施設及び市長が別に定める日は、次のとおりとする。

令和6年 4月 1日

刈谷市長 稲垣 武

1 市長が指定する施設

双葉児童クラブ、東刈谷児童クラブ、平成児童クラブ、富士松南児童クラブ

2 市長が別に定める日

年	月	日
令和6年	4月	6、13、20、27、29
	5月	3、4、6、11、18、25
	6月	1、8、15、22、29
	7月	6、13、15、20、27
	8月	3、10、12、17、24、31
	9月	7、14、16、21、23、28
	10月	5、12、14、19、26
	11月	2、4、9、16、23、30
	12月	7、14、21、28
令和7年	1月	4、11、13、18、25
	2月	1、8、11、15、22、24
	3月	1、8、15、20、22、29

ただし、施設の状況に応じ必要がある場合は、休所しないものとする。

刈谷市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、道路の路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	起 終	点 点	重要な経過地
2-654号線	刈谷市小山町6丁目36番2地先から		
	刈谷市小山町6丁目92番4地先まで		
2-655号線	刈谷市一色町1丁目5番27地先から		
	刈谷市一色町1丁目6番2地先まで		
2-656号線	刈谷市天王町5丁目28番6地先から		
	刈谷市天王町5丁目28番14地先まで		

刈谷市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、道路の路線を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	前後別	起 終	点 点	重要な経過地
3-375号線	変更前	刈谷市小垣江町東高根68番地先から 刈谷市小垣江町東高根55番地先まで		
	変更後	刈谷市小垣江町東高根68番地先から 刈谷市小垣江町東高根64番地先まで		

刈谷市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	道路の区域		
	区間	幅員 (m)	延長 (m)
2-654号線	刈谷市小山町6丁目36番2地先から	4.00～	347.00
	刈谷市小山町6丁目92番4地先まで	5.00	
2-655号線	刈谷市一色町1丁目5番27地先から	6.00～	97.07
	刈谷市一色町1丁目6番2地先まで	6.00	
2-656号線	刈谷市天王町5丁目28番6地先から	6.00～	145.14
	刈谷市天王町5丁目28番14地先まで	6.00	

刈谷市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	道路の区域			
	区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
1-1088号線	刈谷市一里山町中本山3番2地先から 刈谷市一里山町中本山144番2地先まで	旧	6.72～ 38.43	436.5
	刈谷市一里山町中本山3番2地先から 刈谷市一里山町中本山144番2地先まで	新	6.72～ 23.91	436.5

刈谷市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1か月間刈谷市建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
02-5号線	刈谷市一里山町中本山141番2地先から	令和6年4月1日
	刈谷市一里山町中本山142番地先まで	
1-424号線	刈谷市一里山町南本山134番1地先から	令和6年4月1日
	刈谷市一里山町南本山125番2地先まで	
1-1088号線	刈谷市一里山町中本山131番1地先から	令和6年4月1日
	刈谷市一里山町中本山144番2地先まで	
2-654号線	刈谷市小山町6丁目36番2地先から	令和6年4月1日
	刈谷市小山町6丁目92番4地先まで	
2-655号線	刈谷市一色町1丁目5番27地先から	令和6年4月1日
	刈谷市一色町1丁目6番2地先まで	
2-656号線	刈谷市天王町5丁目28番6地先から	令和6年4月1日
	刈谷市天王町5丁目28番14地先まで	

刈谷市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり御幸駐車場、神田駐車場、相生駐車場、刈谷駅南口広場駐車場及び刈谷駅北口広場駐車場における収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

(2) 事務所の所在地

刈谷市東陽町1丁目1番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月11日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

御幸駐車場、神田駐車場、相生駐車場、刈谷駅南口広場駐車場及び刈谷駅北口広場駐車場の使用料

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

刈谷市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおりぬくもりプラザにおける収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

(2) 事務所の所在地

刈谷市東陽町1丁目1番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月11日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

ぬくもりプラザふれあい交流室に係る使用料

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

刈谷市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり刈谷市交通児童遊園における収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

(2) 事務所の所在地

刈谷市東陽町1丁目1番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月11日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

刈谷市交通児童遊園使用料

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

刈谷市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月4日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

名称：地方公共団体情報システム機構

所在地：東京都千代田区一番町25番地

2 収納の事務を委託した歳入

コンビニエンスストア等における住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票及び印鑑登録証明書の交付手数料

3 指定をした日

令和6年4月1日

4 委託をした日

令和6年4月1日

刈谷市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり刈谷市青山斎園における収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

(1) 名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

(2) 事務所の所在地

刈谷市東陽町1丁目1番地

(3) 公金事務取扱者の指定をした日

令和6年3月11日

2 収納の事務を委託した歳入

(1) 名称

斎園使用料

(2) 委託をした日

令和6年4月1日

(3) 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

刈谷市告示第27号

令和6年4月刈谷市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月5日

刈谷市長 稲垣 武

1 期 日 令和6年4月12日

2 場 所 刈谷市議会議事堂

3 付議事件

(1) 刈谷市税条例の一部改正について

(2) 刈谷市都市計画税条例の一部改正について

(3) 工事請負契約の締結について（ウィングアリーナ刈谷メインアリーナ他天井改修工事）